破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第４５８８号
東京都足立区中川１丁目３―23―303
破産者　高橋　義詔
主文　当裁判所が平成26年５月16日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「高橋　義昭」とあるを「高橋　義詔」と更正する。
平成26年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２８９号
鹿児島県鹿児島市中央町４番地34
破産者　株式会社三州機器
１　決定年月日　平成26年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４７号
千葉県印西市荒野915番地
破産者　丸茂建設株式会社
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９１６号
名古屋市守山区小幡４丁目２番11号
破産者　ヤマサ食品株式会社
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９８号
名古屋市中村区名駅南３丁目９番14号
破産者　有限会社愛知オート
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８２号
北海道旭川市流通団地１条３丁目34番地11
破産者　株式会社アンビションフーズ
１　決定年月日　平成26年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２１号
横浜市港北区新横浜１丁目１番地８
破産者　エヌ・ワイ・エヌ株式会社
１　決定年月日　平成26年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
山口県下関市長府侍町１丁目２番46号
破産者　みどり汽船株式会社
１　決定年月日　平成26年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
香川県高松市十川西町824番地１
破産者　有限会社四国金物
１　決定年月日　平成26年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４号
秋田県山本郡三種町鹿渡字西小瀬川168番地１
破産者　株式会社協立自動車整備工場
１　決定年月日　平成26年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第４８６０号
大阪府茨木市宮島１丁目２番１号
破産者　株式会社オーシャン
１　決定年月日　平成26年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２２号
東京都府中市若松町２丁目11番地の１サンパレス府中302、開始決定時の住所東京都府中市緑町２丁目１番地の９キャッスルマンション府中参番館402
破産者　早田　哲郎
１　決定年月日　平成26年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦661番地１
破産者　ノコナ株式会社
１　決定年月日　平成26年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所大洲支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１７０号
熊本市東区新南部６丁目３番８号　エンゼルハイツ新南部103号
破産者　吉村　伸也
１　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
２　一般調査期日　平成26年９月２日午前10時
平成26年６月20日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５２６２号
大阪府豊中市永楽荘２丁目４番16―103号
破産者　三戸　恒平
１　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
２　一般調査期日　平成26年８月25日午後３時
平成26年６月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５９６号
大阪府吹田市泉町５丁目９番36―206号
破産者　田中　淳治
１　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
２　一般調査期日　平成26年９月８日午後３時30分
平成26年６月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１８号
愛媛県松山市久万ノ台238番地１　Ｍ３マンション507号
破産者　岡本満千榮
１　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
２　一般調査期日　平成26年10月16日午後１時20分
平成26年６月20日　松山地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第１７号
山口市阿知須1000番地１
破産者　藤川　泰枝
異議申述期間　平成26年８月１日まで
平成26年６月20日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
秋田県能代市河戸川字西山１番地
破産者　株式会社栄進
異議申述期間　平成26年８月８日まで
平成26年６月20日　秋田地方裁判所能代支部

免責審尋期日

平成２５年（フ）第１１００９号
東京都江東区南砂４丁目12―16―703
破産者　畑　　温
審尋期日　平成26年８月４日午後３時
平成26年６月19日
東京地方裁判所民事第20部